

◎横須賀市自殺対策計画策定について

1 計画策定の背景

平成29年3月に、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定により横須賀市自殺対策計画を策定するため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として横須賀市自殺対策計画策定委員会を設置する条例を制定した。

その後、平成29年7月に国が自殺総合対策大綱の改定を発表した。今後、自治体が自殺対策計画を策定するためのガイドラインを発表する予定である。

2 計画の策定方法

「自殺対策計画策定委員会」（以下「委員会」という。）は、社会福祉法人湘南福祉協会 総合病院 湘南病院院長、神奈川県立保健福祉大学准教授、NPO法人自殺対策支援センター ライフリンク職員、NPO法人自死遺族総合支援センター代表、市民公募委員の全5名の委員で構成され、自殺対策計画を審議し市長に答申する。

また、委員会が計画を審議するための基礎資料を作成するため、市職員（係長級・担当者級）で構成する「自殺対策計画策定ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を設置した。

なお、計画の策定にあたって、従来から設置している「自殺対策連絡会」（以下「連絡会」という。）は、委員会が審議する計画（案）やワーキンググループの基礎資料を確認し、現状や課題等を伝える。

3 計画の内容

（1）概要

新しい自殺総合対策大綱で掲げられている「一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、本市における実践的な取組を中心とする自殺対策計画とする。

（2）根拠法令

自殺対策基本法

横須賀市自殺対策計画策定委員会設置条例

横須賀市自殺対策連絡会設置要綱

自殺対策計画策定ワーキンググループ設置要綱（平成29年6月1日施行）

（3）計画期間（案）

平成31年度から平成35年度まで（5か年）

(4) 目次 (案)

- 第1章 横須賀市自殺対策の基本理念
- 第2章 横須賀市における自殺の現状と課題
- 第3章 横須賀市自殺対策の基本方針
- 第4章 横須賀市自殺対策の目標 (数値)
- 第5章 横須賀市自殺対策における重点施策
- 第6章 推進体制等

4 今後の審議予定等

(1) 平成29年度 ワーキンググループ：第1回 10月3日 (火)

平成29年度内に3回開催予定

連絡会：第1回 10月11日 (水)

平成29年度内に2回開催予定

委員会：第1回 10月24日 (火)

平成29年度内に2回開催予定

(2) 平成30年度 (パブリック・コメント (案) 作成まで)

ワーキンググループ：4回開催予定

連絡会：2回開催予定

委員会：2回開催予定

(3) 平成30年度 (パブリック・コメント 作成後)

パブリック・コメント手続き：平成30年11月に実施予定

ワーキンググループ：平成30年12月に開催予定

委員会：平成30年12月に開催予定

連絡会：平成31年1月に開催予定

委員会、市長へ計画の答申：平成31年2月に開催予定

議会報告・計画公表：平成31年3月に実施予定